

■お酒の飲み方に注意！

大学生になると、各種のコンパや反省会と称してお酒を飲む機会が多々あります。楽しく有意義な時間を共有することはとても良いことで、大学時代の良き思い出になることでしょう。

ただし、未成年者の飲酒は法律により禁止されています。飲酒は心も身体も大人になってから楽しんでください。クラブやサークルの友人・先輩から飲酒を勧められたり、イッキ飲みを強要されたらきっぱりと断ってください。同席する成年者は決して未成年者に飲ませてはいけません。二十歳になるまでご辛抱ください。また、相手が成人であっても無理にお酒を進めることや飲めない人への強要も違反です。無理なお酒の強要は、友人関係に大きなヒビが入るばかりか、犯罪者にさえなりかねません。

酔いつぶれた人はきちんと介護し、急性アルコール中毒に注意してください。

未成年者の飲酒は違反です。

未成年者に飲ませた方は犯罪です。

■アルコールハラスメントは犯罪！

主に以下のような行為はアルハラ(アルコールハラスメント)に当たります。無理に飲酒を強要して急性アルコール中毒で死亡あるいは障害を与えた場合、刑法の犯罪に問われることがあります。また、飲まされて被害を受けた側が民事裁判で損害賠償を請求することもできます。

【お酒の強要】

先輩という立場から、後輩などにお酒を強要し、無理やり飲ませる行為。
場の雰囲気や飲まざるをえない状況をつくること。

【イッキ飲み】

グラス(コップ)に入ったお酒をイッキに飲ませたり、早飲みをさせること。

【意図的な酔いつぶし】

特定の人物を、意図的に酔いつぶす目的で、お酒を飲む場を設定し飲ませること。

【飲めない人への強要】

お酒の飲めない人へ強引に飲ませる行為。

【迷惑行為】

お酒に酔った人が、他人に対して屈辱的な行為を行うこと。